

(3) 毒物劇物監視

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業者等に対して実施した。

平成 25 年度は、農薬危害防止運動月間及び一斉取締り期間を中心に実施し、監視状況は表 3-(3) のとおり 42 件の監視を実施し、9 件の違反が認められた。

表 3-(3) 毒物劇物監視状況

(単位：件)

区 分 業 種				登録・届出施設数	立入検査施行箇所数	違反発見箇所数	違 反 項 目									処 分 件 数						告 発 件 数	
							登録基準	取扱責任者	貯蔵陳列場所	貯蔵陳列場所の表示	譲渡交付手続	不良品	不正表示品	特定毒物不法所持	無登録	その他	指導	説諭	説諭・報告書	誓約書	始末書		行政処分
平成 2 3 年 度				153	76	9	-	-	3	-	3	-	-	-	3	-	6	1	1	-	1	-	-
平成 2 4 年 度				151	31	8	-	-	2	1	4	-	2	-	-	2	7	-	3	-	-	-	-
平成 2 5 年 度				152	42	9	-	-	5	1	5	-	-	-	1	-	8	-	-	-	1	-	-
製 造 業 輸 入 業				9	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
販 売 業	薬 局			49	21	3	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
	医薬品販売業			14	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	農業協同組合			4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	種 苗 店			3	3	3	-	-	3	1	2	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
	そ の 他			62	9	3	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	2	-	-	-	1	-	-
使 用 者 研 究 者 等	業 務 上 取 扱 者	法第22条第1項の者	電気めつき事業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			金属熱処理業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			毒物劇物運送業	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			しろあり防除事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		法第22条第5項の者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		特定毒物研究者	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		特定毒物使用者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(4) 麻薬、覚せい剤等立入検査

麻薬の管理保管については、県薬務課と共同で立入検査を実施し指導しているが、保健所独自でも、医療機関立入検査の際にその管理の適正化について指導を行った。

(5) 不正大麻、けし撲滅運動

大麻取締法及びあへん法により、一般に栽培が禁止されている「野生大麻」と「けし」については、平成 25 年 5 月 1 日から 6 月 30 日まで「不正大麻・けし撲滅運動」を実施した。

(6) 覚せい剤等薬物乱用防止対策

近年、覚せい剤等薬物の乱用が社会問題となっていることから、千葉県薬物乱用防止指導員で構成する千葉県薬物乱用防止指導員市川健康福祉センター地区協議会が中心となり、街頭啓発活動や薬物乱用防止教室等を実施し、薬物乱用のない社会環境づくりに努めている。

4 献血推進事業

千葉県赤十字血液センターが実施している献血事業に対し、工場、事務所、学校、その他住民に献血思想の普及と献血事業の円滑な推進を図っている。

当管内の平成 25 年度の献血目標は 9,760 人(献血者数)であり、この目標を達成すべく当健康福祉センターでは管内各市と献血確保対策等について協議するとともに、7 月の「愛の血液助け合い運動」、8 月の「千葉県公務員職場献血推進月間」、1 月から 2 月の「はたちの献血」キャンペーン、3 月の「千葉県献血推進強調月間」において、広報活動と街頭献血を実施した。

なお、献血実績は表 4 のとおりであるが、管内としての目標達成率は、全血献血(200ml)で 70.4%、全血献血(400ml)で 61.7%であった。

表 4 献 血 実 施 状 況

区 分 年 度	全血献血 (200ml)			全血献血 (400ml)			成 分 献 血		
	目標数 (人)	採血数 (人)	達成率 (%)	目標数 (人)	採血数 (人)	達成率 (%)	目標数 (人)	採血数 (人)	達成率 (%)
平成 23 年度	1,740	2,234	128.4	9,110	5,906	64.8	—	—	—
平成 24 年度	1,980	1,622	81.9	8,330	5,193	62.3	—	—	—
平成 25 年度	1,970	1,386	70.4	7,790	4,804	61.7	—	—	—
市 川 市	1,070	731	68.3	5,340	3,253	60.9	—	—	—
浦 安 市	900	655	72.8	2,450	1,551	63.3	—	—	—

5 地域保健医療計画の推進

千葉県保健医療計画は昭和 63 年に策定され、以後、改定を行いながら各種保健医療施策を推進してきた。現計画は医療法施行規則の改定により、精神疾患や認知症の医療提供体制について、新たに計画に定めることになった。その他、東日本大震災の経験を踏まえ、災害医療体制整備、高齢者増加に伴う在宅医療の体制整備を図るため、平成 25 年 5 月に計画内容の一部見直し、改定となっている。

同計画の設定する二次保健医療圏として、当保健所地域は、習志野保健所及び船橋市保健所管内の 4 市とともに、東葛南部保健医療圏となっている。

この医療圏域を基本として、健康づくり・医療・福祉の各種施策を展開することにより、一層の保健医療計画の定着が図られるよう取り組みを進めている。